平成２３年（フ）第１６５１０号
東京都杉並区桃井２丁目23―13
債務者　槇　　一夫
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平尾　嘉昭
4　破産債権の届出期間　平成23年12月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６８０６号
東京都清瀬市中清戸２丁目621―１　サンビレッジ清瀬Ｃ―101
債務者　清水　孝明
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　里佳
4　破産債権の届出期間　平成23年12月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年４月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６３６４号
神奈川県川崎市高津区久末1778―１―705
債務者　佐藤　　泉
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡部美奈子
4　破産債権の届出期間　平成23年12月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４２３号
東京都世田谷区北烏山２丁目３―26―104
債務者　八坂　健亮
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一宮　正寿
4　破産債権の届出期間　平成23年12月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１６４２４号
東京都世田谷区北烏山２丁目３―26―104
債務者　八坂　美樹（旧姓石倉）
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　一宮　正寿
4　破産債権の届出期間　平成23年12月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月19日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
東京地方裁判所民事第20部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２７６９号
名古屋市中区栄１丁目23番30号　中京ビル402号
債務者　伊藤ロサリンダこと　ＩＴＯ　ＲＯＳＡＬＩＮＤＡ　ＬＵＳＴＥＲＩＯ
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０４２号
神戸市須磨区須磨寺町２丁目９番７号　サンハイツ201
債務者　藤波　優香
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２５３号
神戸市北区花山台24番31号
債務者　村上　麻依（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２５４号
神戸市垂水区下畑町780番地の１　ドミールハヤシ402号、従前の住所埼玉県川越市広栄町22番地10
債務者　内村　孝志
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２５７号
神戸市灘区一王山町２番23―306号
債務者　田畑　貴志
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２７９号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の６　エバーグリーンポートアイランド３号棟301号
債務者　田村伊津子（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３０８号
兵庫県三田市四ツ辻2002―４、住民票上の住所兵庫県三田市大川瀬1443番地35
債務者　森本　真広
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３２４号
神戸市長田区房王寺町５丁目１番８―209号
債務者　井高　清江
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３４２号
神戸市兵庫区浜中町１丁目16番18号　フレール浜山住宅１号棟201号
債務者　中山　和幸
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７９号
兵庫県篠山市大沢新152番地　光マンションⅠ棟10号
債務者　中井　　孝
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月３日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第２０２号
新潟県長岡市豊詰町71番地
債務者　岡地　祐司
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２１２号
新潟県長岡市文納1551―１、住民票上の住所新潟県柏崎市北園町９番13号
債務者　神林　範子
1　決定年月日時　平成23年12月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２６５９号
愛知県北名古屋市井瀬木五反地32番地１
債務者　笹嶋　利秀
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

第明治三十五種郵便物認可